

第 29 回 佐川町農業委員会総会議事録

1、 開催日時 平成 28 年 9 月 29 日(木) 午前 9 時 30 分～午前 10 時 30 分

2、 開催場所 佐川町役場 二階大会議室

3、 出席委員 (15 人)

会 長	17 番	北添	正男
会長職務代理者	16 番	武石	悦雄
委 員	1 番	岡添	輝男
	2 番	刈谷	哲二
	3 番	田村	営幸
	5 番	廣瀬	正直
	6 番	邑田	昌平
	7 番	氏原	延
	8 番	今橋	壽子
	9 番	尾碕	藤吉郎
	10 番	上岡	民典
	12 番	佐藤	良一
	13 番	織田	和主
	14 番	大谷	恵呉
	15 番	横畠	増吉

4、欠席委員 (1 人) 4 番 藤原 健祐 【 11 番 欠 番 】

5、議事日程

第 1 開 会

第 2 議事録署名委員の選任について

第 3 報告事項の報告について

第 4 議 事

第 1 号議案 農地法第 3 条に関する件について

第 2 号議案 農地法第 4 条に関する件について

第 3 号議案 農地法第 5 条に関する件について

第 4 号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件について

第 5 その他

第 6 閉 会

6、農業委員会事務局職員

事務局長 公 文 博 章

主 任 田 村 麻 美

主 任 氏 原 謙

臨時職員 和 田 佳 絵

臨時職員 大原 彰子

7、会議の概要

議長

それでは、ただ今より第29回農業委員会総会を開会します。本日の出席者は15名です。定足数に達していますので、会議は成立します。なお、4番藤原委員より欠席の連絡がっております。

早速ですが、お手元に配付した定例総会議案書の日程に従い、会議を行います。議事日程第2、議事録署名委員の選任について、を議題とします。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、会長が指名することとなっていますので、私が指名します。13番織田委員と14番大谷委員にお願いします。

続きまして、日程第3、報告事項の報告に移ります。事務局より報告をお願いします。

事務局長

それでは、日程第3、報告事項について、報告させていただきます。1、本月中の会議と主たる処理事項についてですが、9月9日から16日までの8日間、佐川町議会9月定例会が開催され私が出席しました。9月16日、平成28年度農業委員全員研修会が須崎市の市民文化会館で開催され、北添会長をはじめ15名の委員全員と、事務局の私と田村主任及び氏原主任の計19名が出席しました。9月21日、第6回佐川町農業関係機関打合せ会が高吾農業改良普及所で開催され、田村主任が出席しました。そして本日、平成28年度第29回佐川町農業委員会定例会が開催されております。

続きまして、2、賃貸借解約届について報告します。一件目の地区は で所有者は、 さん、耕作者は さんで、土地の表示は佐川町 字 番 外 筆・地目は 筆とも で合計面積は m^2 ・受付日は平成28年8月23日、解約日は平成28年10月31日です。

二件目の地区も で所有者は、 さん、耕作者は さんで、土地の表示は佐川町 字 番・地目は で面積は m^2 ・受付日は平成28年9月12日、解約日は平成28年9月30日です。

続きまして、3、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告します。地区は で届出人は 市の さん、土地の表示は佐川町 字 番外 筆、地目は田が 筆で面積が m^2 ・畑が 筆で面積が m^2 ・合計面積が m^2 ・受付日は平成28年9月5日、受理日は平成28年9月6日・登記原因は平成28年7月7日相続とのことでした。

以上で、報告を終わります。

議長

報告事項の報告が終わりました。何か質問等ありませんか。

(質問等なしの声)

議長

質問等ありませんので、これで報告を終わります。 続きまして、日程第4、「第1号議案 農地法第3条に関する件」を議題とします。それでは、19番から21番迄の3件について、を一括議題とします。それでは事務局の説明をお願いします。

田村主任

それでは28-19番を説明します。譲渡人は さん、譲受人は 市の さん、土地の所在地は佐川町字 番外 筆・地目は 筆とも で合計面積は m^2 、譲渡理由は贈与です。

続きまして28-20番を説明します。譲渡人は愛知県の さん、譲受人は 市の さん、土地の所在地は佐川町 字 番外 筆・地目は 筆とも で合計面積は m^2 、譲渡理由は売買です。

続きまして28-21番を説明します。譲渡人は 市の さん、譲受人は 町の さん、土地の所在地は佐川町字 番外 筆・地目は畑が 筆で面積は m^2 ・田が 筆で面積が m^2 ・合計面積は m^2 、譲渡理由は贈与です。

以上3件とも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。なお、3件とも譲受人は農地を耕作しており、下限面積要件も満たしております。 以上です。

議長

それでは、順次確認委員さんの確認報告をお願いします。

3番田村委員

それでは報告します。19番の申請地は 集落にあり、現在水稻が栽培されています。譲受人は親子関係にあり農地を耕作しており、農機具類も所有しております。譲渡を受ける土地については、引き続き水稻を栽培すること、地元での調和要件も全て満たしています。事務局の説明どおり農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可をしても問題無いと思います。

9番尾碕委員

それでは20番を報告します。申請地は 集落にあり、現在1筆は遊休農地に成っていますが他は水稻が栽培されています。譲受人は土佐市で農地を耕作しており、農機具類も所有しております。譲渡を受ける土地については、水稻を栽培すること、地元での調和要件も全て満たしています。事務局の説明どおり農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可しても問題無いと思います。

3 番田村委員

それでは 21 番を報告します。申請地は 集落にあり、現在水稲と野菜が栽培されています。譲受人は農地を耕作しており、農機具類も所有しております。譲渡を受ける土地については、山椒と野菜を栽培することと、地元での調和要件も全て満たしています。事務局の説明どおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないので、許可をしても問題無いと思います。

議長

それでは、確認委員さんの確認報告を踏まえ、何かご質問等はございませんか。

(質問等なしとの声)

議長

質問等ありませんので、お諮りします。「第 1 号議案 農地法第 3 条に関する件」19 番～21 番迄については、原案どおり決したいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。

委員

1 4人全員が手を上げる。

義長

賛成全員。よって、「第 1 号議案 農地法第 3 条に関する件」19 番～21 番迄の 3 件については、原案どおり決定しました。

続きまして、「第2号議案 農地法第4条に関する件」を議題とします。それでは事務局の説明をお願いします。

氏原主任

それでは、「第2号議案 農地法第4条に関する件」の2番を説明します。お手元の説明資料をご覧ください。申請人は の さん、土地の所在地は佐川町字 番 外 筆・登記地目は 筆とも で合計面積は m²・転用目的は、太陽光発電システムを設置するために、転用するとの事です。

農地区分につきましては、10ha以上の集団化した農地もなく 第2種及び第3種農地にも該当しないので、その他の農地（第2種農地）に該当すると判断されます。 以上です。

議長

それでは、確認委員さんの確認報告をお願いします。

3 番田村委員

はい2番を報告します。申請地は 集落にあり、事務局の説明どおり、太陽光発電システムを設置するものです。申請地の東側は道を挟んで宅地と雑種地及び農地(田・畑)と接し、北側は墓地及び堂宇敷地と接しています。西側は農地(畑)

と接し、南側は町道（道幅 13.5m）に隣接の土地です。農地の関係者には全員承諾をもらっていますし、進入路もあり、何も問題ありません。なお、農地関係者以外の方にも承諾をもらっております。 以上です。

議長

確認委員さんの報告が終わりました。確認委員さんの確認報告を踏まえ、何かご質問等はありませんか。

（ 質問等なしとの声 ）

議長

質問等ありませんのでお諮りします。「第2号議案 農地法第4条に関する件」2番は、原案どおり決したいと思いますが、賛成の方の挙手をお願いします。

委員

14人全員が手を上げる。

議長

賛成全員。よって、「第2号議案 農地法第4条に関する件」2番は、原案どおり決定しました。

続きまして、「第3号議案 農地法第5条に関する件」5番を議題とします。それでは事務局の説明をお願いします。

氏原主任

それでは、「第3号議案 農地法第5条に関する件」の5番を説明します。貸人は さん、借人は さん・ さんです。土地の所在地は佐川町 字 番・登記地目は ㎡で面積が ㎡です。転用目的は、自己住宅を建築するために、転用するとの事です。

農地区分につきましては、街区（道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域をいう。以下同じ。）の面積に占める宅地の面積の割合が40％を超えていることから、第3種農地に該当すると判断されます。

議長

それでは確認委員としての確認報告をします。

17番北添委員

それでは、5番について報告します。申請地は 集落にあり、借人は親の土地に自己の住宅を建築するものです。申請地は、西側は町道を挟んで貸人の農地（田）と接し、北側は町道・農道を挟んで貸人の宅地及び農地（田）に接し、東側は貸人の宅地と接しています。南側は県道と接していますので何も問題ありません。農地関係者の承諾も頂いております。また、進入路もあり、何も問題あ

りません。

議長

確認委員としての報告が終わりました。確認報告を踏まえ、何かご質問等はありませんか。

(質問等なしとの声)

議長

質問等ありませんのでお諮りします。「第3号議案 農地法第5条に関する件」5番は原案どおり決したいと思いますが、賛成の方の挙手をお願いします。

委員

14人全員が手を上げる。

議長

賛成全員。よって、「第3号議案 農地法第5条に関する件」5番は、原案どおり決定しました。続きまして、「第4号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件」9月分を議題とします。先ず初めに、82番・83番の2件を一括議題とします。それでは事務局の説明をお願いします。

田村主任

それでは82番を説明します。利用権を設定する者 さん、利用権の設定を受ける者 さん、利用権を設定する土地は、佐川町 字 番、地目は で面積は m²です。設定期間は平成28年10月1日から平成48年9月30日までの20年間の賃貸借権の新規設定です。

続きまして83番を説明します。利用権を設定する者 さん、利用権の設定を受ける者 さん、利用権を設定する土地は、佐川町 字 番・地目は で面積は m²です。設定期間は平成28年10月1日から平成43年3月31日までの14年6ヶ月間の賃貸借権の新規設定です。

以上、2件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長

それでは82番から順次、確認委員の報告をお願いします。

16番武石委員

それでは82番を報告します。申請地は 集落にあり、現在は苺を栽培している土地です。利用権の設定を受ける者は、苺を栽培することです。調和要件も全て満たしております。事務局の説明どおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしていますので、何も問題ありません。

8 番今橋委員

それでは 83 番を報告します。申請地は 集落にあり、現在は水稻を栽培している土地です。利用権の設定を受ける者はトマトを栽培すること、調和要件も全て満たしています。事務局の説明どおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていますので、何も問題ありません。

議長

確認委員の報告が終わりました。何か質問等はありませんか。

(質問等なしとの声)

議長

それでは、採決に移ります。「第 4 号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件」82 番・83 番については、原案どおり決したいと思います、賛成の方の挙手をお願いします。

委員

14 人全員が手を上げる。

議長

賛成全員。よって、「第 4 号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件」、82 番・83 番の 2 件については原案どおり決定しました。

続きまして、利用集積計画に関する件、84 番・85 番について審議のところで、ここで利害関係のある 14 番大谷委員の退席を求めます。

(大谷委員退席する。)

議長

それでは 84 番・85 番について、事務局の説明をお願いします。

田村主任

それでは 84 番を説明します。利用権を設定する者 さん、利用権の設定を受ける者 RAAV 平野営農組合(代表) さん、利用権を設定する土地は、佐川町 字 番、地目は で面積は m²です。設定期間は平成 28 年 10 月 1 日から平成 33 年 9 月 30 日までの 5 年間の使用貸借権の再設定です。

続きまして 85 番を説明します。利用権を設定する者片岡 洋さん、利用権の設定を受ける者 RAAV 平野営農組合(代表) さん、利用権を設定する土地は、佐川町 字 番 外 筆、地目は 筆とも で合計面積は m²です。設定期間は平成 28 年 10 月 1 日から平成 33 年 9 月 30 日までの 5 年間の使用貸借権の再設定です。

なお、2 件とも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしてい

ると考えられます。 以上です。

議長

それでは 84 番・85 番の確認委員の報告をお願いします。

16 番武石委員

申請地は 集落にあり、現在は飼料米・WCS を栽培している土地です。 利用権の再設定を受ける者は引き続き飼料米・WCS を栽培すること、調和要件も全て満たしています。事務局の説明どおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていますので、何も問題ありません。

85 番も同じく、申請地は 集落にあり、現在は飼料米・WCS を栽培している土地です。 利用権の再設定を受ける者は引き続き飼料米・WCS を栽培すること、調和要件も全て満たしています。事務局の説明どおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていますので、何も問題ありません。

議長

確認委員さんの報告が終わりました。何か質問等はありませんか。

(質問等なしとの声)

議長

それでは、採決に移ります。「第 4 号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件」、84 番・85 番については、原案どおり決したいと思います、賛成の方の挙手をお願いします。

委員

13 人全員が手を上げる。

議長

賛成全員。よって、「第 4 号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件」、84 番・85 番は原案どおり決定しました。ここで、14 番大谷委員の入室を認めます。

(大谷委員復席する。)

議長

従いまして、82 番から 85 番迄の佐川町農用地利用集積計画については、平成 28 年 9 月 29 日開催の総会において審議の結果、利用権及び賃貸借権の設定を受ける者、並びに当該土地についての所有者又は使用収益権を有する者の同意を得ており、かつ、農地法等関係法令に抵触するものでなく適当と認める。との意見書を町長宛に送付致します。

以上で、今回提出されたすべての議案について、審議を終了いたします。

続きまして、日程第 5 その他の件について、事務局は何か有りませんか。

事務局長

はい、それでは連絡事項として、今年も昨年に引き続き、移動農業委員会を 10 月 9 日（日）、黒岩地区で開催します。ご都合の付く農業委員さんにつきましては、ご参加をよろしくお願いします。

以上です。

議長

それでは、その他には何かありませんか。

委員

（ ありませんとの声 ）

議長

これをもちまして、第 29 回 佐川町農業委員会定例総会を閉会します。次回総会は平成 28 年 10 月 27 日（木曜日）で、午後 1 時 30 分から佐川町役場二階大会議室で行います。本日はご苦労様でした。

上記の顛末の正確なことを証明するために署名する。

議 長

北添正男

議事録署名人

大谷恵美

議事録署名人

織田和生